



入監委第160号
令和7年2月14日

略 様

入間市監査委員 原 嶋 裕 子
同 横 田 淳 一

入間市職員措置請求書について（通知）

令和6年12月16日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

- 1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載。ただし誤字等は修正し、事実を証する書面の掲載は省略。）

入間市職員措置請求書

（請求の対象とする執行機関・職員）に関する措置請求の要旨

請求の要旨

1, だれが

入間市長杉島理一郎、および平塚課長への措置要求である。

2, いつ、どのように財務会計上の行為を行っているか

財務会計上の行為があった日から1年以内の請求と1年経過して知った日から2ヶ月以内の請求と2回目の請求である。①令和1年12月西武14号橋予備設計業務委託 6,160,000 円、②令和3年3月西武14号橋詳細設計業務委託 9,240,000 円③令和5年3月西武14号橋詳細設計修正業務委託 4,400,000 円、④令和5年12月西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）3,960,000 円、⑤令和6年3月西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】、は別路線工事で以後略す 58,115,200 円。⑥令和6年10月西武14号橋架け替え工事（その2）144,977,800 円の合計226,853,000 円の支出があった。正しい工事費の減額と将来必ず発生する架け替え工事費の増分を増額する。

3, その行為はどのような理由で、違法又は不当であるか

①②③④⑤⑥は、各々の契約書の定めで各々が設計、工事の「全ての内容、行為に責任がある」。西武14号橋架け替え工事は、道路通行止と大沢川を水替して老朽化

した橋をボックスに作り直す工事である。①②③は現場打ちボックス設計で③に基づき⑤を発注。④は③を変更したプレキャストボックス設計で⑥を発注。⑤は矢板圧入工事まで、その掘削幅を引き継いだ⑥が10月29日交通開放した。①②③は知った日から2ヶ月以内、④⑤⑥は支出日から1年以内、⑤は2回目の監査請求、総務課での面談（2024/12/5）より⑥工事写真でしか⑥および①②③④⑤の誤りを知ることが出来ないことが証明された。⑤は⑤以外の⑥の工事写真でその誤りが判明した。

（1）切梁を外さないと施工（工事）が出来ないことが判明した。誤りで無駄な工事ある。⑤と⑥で完成する工事のため、同様に⑤も無駄な工事である。⑤の現場打ち工法の開示だけでは、⑥の工事で判明したプレキャスト工法の誤りは知り得ない。プレキャストボックス工事が出来ない④⑤⑥の誤り。

（2）渇水期に大沢川の水替が完了しないことが判明した。近年の異常気象の中、渇水期に仮設の大沢川の水替が完了しない現場打ちボックス工法を採用した①②③⑤の誤り。知り得た日は⑥開示日。

（3）市HPの棄却された⑤の住民監査請求（過大なボックス断面の不経済な工事）の公文書の弁明において支持層決定理由（以下理由）がある。6件の設計と工事のボックス断面と支持層は同じであることから、⑤以外の5件の理由は弁明と同じである。市は④の開示（2024/11/14の5-3）でも理由は弁明と同様とした。理由は、大型車（輪荷重10t）交通状況および住居状況等の実態の数的調査と解析した数的影響結果と使用した文献が無いにも関わらず、大型車が多い等から道路土工指針以上の安全を求めている。実態の無い調査、解析により支持層決定した⑤⑥は誤りである。当方の交通量の台数の数的調査の日中の交通量は大型車ゼロ台、4トン車2台、普通車約300台／日で大型車輪荷重10tはゼロt、4トン車1.6t／1日、普通車0.6t／分から道路土工指針で充分である。

（4）荷重条件と土被りと埋戻し材を規定したカルバート指針に不整合で対象メントが不成立のボックス配筋図。

（5）ボックス構造・基礎工・不同沈下、多段擁壁、水路工、歩道工、地下水昇等の技術基準上の不適合構造物の誤りとボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の可能性があるが契約書の定めの修繕検討をしない誤り。

（6）工事写真でしか知り得ない品質の契約不適合の設計成果物と。それに基づいて発注した工事は誤りである。

4、その行為によりどのような損害が市に生じているのか。

合計の 226,853,000 円に正しい工事費の減額と架け替え工事費の増分を増額した 280,467,139 円の損害です。

5、求める措置

市長に対し、上記を受注した、建設コンサルタントと建設業者に対し損害相当額の損害賠償請求を早急に提訴すること、それをしない、出来ない場合は、入間市長杉島理一郎、および平塚課長に損害賠償と処分を求める。

令和6年12月16日

2 請求人

住所 略

氏名 略

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による形式上の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

都市整備部 道路整備課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和7年1月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

- (1) 線形の問題
- (2) 構造の問題
- (3) 説明義務、工事中止の問題
- (4) 支持力の問題
- (5) 通行止の問題
- (6) 照査報告書の問題
- (7) 主觀的行為の問題
- (8) 総務課での面談の問題
- (9) 設計計算書の問題

2 陳述（要約）

- (1) 西武14号橋工事の出来上がった構造物の強度等について監査を請求するものである。
- (2) 契約書通りの成果物ができない場合は契約不適合であり、その支出は不当である。
- (3) 請求する行為について
ア 設計業務委託及び工事に①～⑥の番号を振っている。

イ 前回の住民監査請求における弁明でボックス断面を決めた理由に大型車の通行について記載があったが、それを知った令和6年3月は工事中のため大型車交通量調査ができず、開通後の11月に調査した結果、大型車がほとんど走っていないことが判明したため、①②③⑤は1年以上経過しているが請求できると考える。

ウ ④⑥は1年以内の請求である。

(4) 不当な理由について（工法の変更 ④設計⑥工事）

ア 現場打ちボックスからプレキャストへの変更理由は開示請求した報告書の中に「通行止めが長いから工期を短縮した」としか記載がない。市が市民の安全安心のために工期を短縮したことは主観的な理由であり、土木設計では根拠が必要である。イ プロセスの中で経済性を考えて現場打ちボックスにしたが、経済性を無視してプレキャストにした変更理由が詳細に書いていない。

(5) 不当な理由3（3）について（⑤⑥工事）

ア ボックスの断面決定の理由としている交通と住宅状況については調査を行い、輪荷重がボックスにどれくらいかかるかなど数的根拠を報告書に書く必要がある。

イ 報告書には「工期が長いから通行止めを短くするために変更した」、「ボックス断面は市民の安心安全を考えて支持層を深くした」としか書いていない。詳細な説明が必要である。

(6) 不当な理由3（4）について（⑥工事）

ア ボックス周囲の土圧が均等に掛かっていない。カルバート指針からすると、モーメントが成立せず、配筋図も成立せず、不安定な状態である。

イ ボックスの右側と左側の隙間が違い、右側はコンクリートを打ち込んでいるが、2階建ての高さから落とし込むと分離してジャンカ状態になっている。

(7) 不当な理由3（5）について（⑥工事）

ア ボックス施工が出来ない状況として、火打ちを外さないとできない設計があり、不適切と考えられ不適合である。

イ 鋼矢板を土留めで打つ仮設工では、掘削後に土留め工を行っているため、上段の家が危ない状態となり、不適切で不適合である。

ウ 切梁が無く鋼矢板の後ろに土がない仮設工は、不適合である。

エ プレキャストボックスのボルト締めをした成果物がない。

オ 同工事現場で地下水が噴き出していたが、水圧荷重を考慮しない設計は不適合である。

カ 現場写真からボックスの支持層に砂礫が確認できる。改良しない場合は不同沈下が起きるので不適合である。

第5 要件審査

本請求のうち、④西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）及び⑥西武14号橋

架け替え工事（その2）については適法要件を満たしていると判断し、①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託、⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】について、所定の適法要件を満たしているかどうかについて、審査を実施した。

- (1) 監査請求期間を徒過したことについての正当な理由について
①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託の請求が1年を経過したことに「正当な理由」があるかについて審査した。
- (2) 同一住民による同一行為の監査請求について
⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】の再度の請求について審査した。

第6 要件審査の結果

1 結論

- (1) ①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託に関する請求については、「正当な理由」がなく、監査請求期間を徒過しているため却下する。
- (2) ⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】に関する請求については、同一住民による同一行為の監査請求のため却下する。

2 判断の理由

- (1) 監査請求期間を徒過したことについての正当な理由について

法第242条第2項本文は、地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても住民監査請求をすることができるようになっているのである。なお、「正当な理由」があるときは、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から「相当な期間」内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁 平成14年9月12日判決参照）。

また、「相当な期間」については、財務会計上の行為が明らかになったにもかかわらず、その時から4か月余を経過して住民監査請求がされたときは、財務会計上の行為があった日から1年を経過した後にされたことについて、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるとはいえない（最高裁 昭和63年4月22日判決参照）とされ、2か月内に提起された住民監査請求は「相当な期間」内にある（大津地

裁 平成15年12月15日判決参照)とされ、3か月弱で提起された住民監査請求は「相当な期間」内にない(最高裁 平成14年9月12日判決参照)とされたことから、「相当な期間」は2か月程度であると解されている。そして、住民であればだれでもいつでも閲覧できる情報等については、財務会計上の行為が記載された公文書が閲覧等をすることができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきであるとした上、開示請求等をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求等をしない今までいる場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である(東京高裁 平成19年2月14日判決参照)。

これを本件についてみると、請求人の主張は、⑥西武14号橋架け替え工事(その2)の工事写真からプレキャストボックス工事の水替が令和6年5月23日に完了したことを初めて知ることができた。そのため、渇水期に仮設の大沢川の水替が完了しない現場打ちボックス工法を採用した①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託が誤りであることが判明した。⑥西武14号橋架け替え工事(その2)の工事写真が開示されてから2か月以内のため監査請求できるとの主張である。

西武14号橋の設計は、それぞれの設計において構造特性、施工性及び経済性を比較して現場打ちボックス工法を採用したものであり、設計業務委託の成果物で確認できる内容である。その成果物での比較評価では、現場打ちボックス工法はプレキャストボックス工法より経済性に優れているが作業工程及び施工日数が多い評価がされており、設計上の施工日数が確認できる状態であったことから、行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。

それぞれの成果物は、財務会計上の行為が行われた後には、開示請求等を可能とする状態であったことから、本請求は、開示請求等を可能な状態となった日から1年を経過してなされたのであるから、これをもって期間内になされたということはできない。したがって、①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託の請求には「正当な理由」がなく、監査請求期間を徒過した不適法な住民監査請求と判断する。

(2) 同一住民による同一行為の監査請求について

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、「法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相

当である。」、「監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」（最高裁 昭和62年2月20日判決参照）とされており、したがって⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】の請求は既になされた住民監査請求と同一行為の住民監査請求であることから、いわゆる一事不再理の原則により不適法な住民監査請求と判断する。

第7 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述、要件審査等により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

- (1) ④西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）、⑥西武14号橋架け替え工事（その2）において、プレキャストボックス工法、道路土工カルバート工指針に不整合で対象モーメントが不成立のボックス配筋図、技術基準上の不適合構造物、ボックス沈下等の可能性があるが契約書の定めの修繕検討を行わないこと、工事写真でしか知り得ない品質の契約不適合の設計成果物とそれに基づく工事等は誤った設計と工事であり、法第242条第1項の違法若しくは不当な公金の支出にあたるか。
- (2) 上記の公金の支出により、市に損害を与えたとして建設コンサルタントと建設業者に対し損害相当額の損害賠償請求を求めること、それをしない、出来ない場合は市長及び課長に損害賠償と処分を求めることができるか。

第8 関係職員の証拠の提出及び陳述

都市整備部道路整備課に対して、令和7年1月23日、法第199条第8項の規定により陳述の聴取を行った。

1 証拠の提出

- (1) 入間市職員措置請求に係る弁明書

2 陳述

関係職員の陳述及び弁明書の内容は、次のとおりであった。（要約）

職員措置請求の趣旨は、工事において、橋として設置するボックスカルバートの設計等が、誤った設計をしたことにより過大で不経済な工事となり、正しい工事費の減額と将来必ず発生する架け替え工事費が必要との主張に対して弁明をする。

- (1) 切梁を外さないと施工（工事）が出来ないことが判明し、誤りで無駄な工事である④⑤⑥の誤りについて

⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】では「現場打ち工法」で施工を予定していたが、以下の理由から二次製品であるプレキャストボックス（二次製品：工場

で製品の形に加工したもの）を使用する設計及び工事内容に変更した。

ア 出水期での施工上の安全性を確保するための施工中断が必要となり、当初工期での完成は非常に困難で、必要工程は、2か年に渡る出水期を挟む工期となる。

イ 近年のゲリラ豪雨の頻度や早い段階での台風到来など出水時期での施工は危険性が高い。

ウ 一番大きな要因は、幹線道路である本路線の工事に伴う通行止めによる市民への影響を極力少なくするため、通行止め期間の短縮を図ることが必要と判断したことである。

これにより、⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】、⑥西武14号橋架け替え工事（その2）が滞りなく完了し、適正に行われたとして検査を完了し、支出も適切に行われている。

切梁を外した施工については、施工受注者は、設計された仮設工によりプレキャストボックスの設置は出来るものとし進めていたが、施工を行う際に切梁を外さないと施工が出来ないことが明らかとなった。このため、やむを得ず鋼矢板の傾きを土圧測定計器で確認しながら切梁を外し、プレキャストボックスを設置後は、直ちに切梁を再設置し、安全を確保しながら進めた。

本来であれば、設計受託者はプレキャストボックス設置が適切に施工できる仮設の設計をすることが求められるものであり、また施工受注者は設計書どおりの仮設で施工が可能であるかの確認をし、不可能であれば監督者と協議を行うことで、設計受託者に対して修正設計の対応を求めることが可能であった。

このことは、設計受託者及び施工受注者、また、発注者である監督者としても施工管理の徹底など、適正さを欠いた部分があったものと捉えており、今後は再発防止に努めていく姿勢であることを弁明した。

(2) 渴水期に大沢川の水替が完了しない現場打ちボックス工法を採用した①②③⑤の誤りで、知り得た日は⑥開示日について

⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】では、令和5年度末までに現場打ち工法により完了が出来るものと考え発注し、その後の施工受注者と施工計画及び工程を精査する中で、近年のゲリラ豪雨の頻度などで施工の安全性を確保することで出水期である6月～10月の2か年に渡る施工の中止など、地域住民への長期間に渡る通行止めの影響が大きくなることから、二次製品のプレキャストボックスを使用した工法に変更し、工期を大幅に短縮したものである。その時点での最良な選択を行ったもので、当初の現場打ち工法の選定が誤りとは考えていない。

(3) 廃却された⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】の住民監査請求での支持層決定理由に大型車（輪荷重10t）交通状況があるが実態の無い調査、解析等により道路土工指針以上の安全を求めていることについて

前回の職員措置請求に係る弁明において、「大型車両も含め交通量が多い」としたも

ので、本路線は幹線道路であり、大型車両の通行を含む、一般市道より交通量が多いという趣旨である。

支持層については、前回の弁明のとおり土質調査の結果や道路土工カルバート工指針及び参考文献から考慮したものであり、過大なボックスカルバート断面の不経済な工事ではない。

ボックスカルバートの設計強度については、大型車の通行を想定し、道路土工カルバート工指針に定められた数値を採用し設計しており、大型車の交通量により左右されることはないと、台数により強度が変わることはない。

- (4) 荷重条件と土被りと埋戻し材を規定した道路土工カルバート工指針に不整合で対象モーメントが不成立のボックス配筋図について

当初の設計からボックスカルバートに対する荷重の変更が生じた場合には、その都度荷重の確認をし、設計受託者及び施工受注者と協議を行いながら道路土工カルバート工指針を参考に応力計算をして、現場に合わせた対応を行うことで適正に施工を管理している。

- (5) ボックス構造・基礎工・不同沈下、多段擁壁、水路工、歩道工、地下水昇等の技術基準上の不適合構造物の誤りとボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の可能性があるが契約書の定めの修繕検討をしない誤りについて

ボックス構造・基礎工・不同沈下、多段擁壁、水路工、歩道工、地下水昇等の技術基準上の検討結果は以下のとおりであり、このことから、ボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の可能性による修繕の検討は必要ない。

ア ボックス構造について

第8 関係職員の証拠の提出及び陳述 2 陳述 (4)のとおり

イ 基礎工について

主張では、ボックスカルバートを布設する際は、基礎材の設置が必要であるとのことだが、令和4年4月付の北陸地方整備局から出されている設計要領（道路編）「9－5－6－3 基礎底面の処理」において、「基礎材は水みちとなることから原則として設けない」とのことから、支持層である砂混じり粘性土層に直接コンクリートの基礎を設けたものである。

ウ 不同沈下について

主張では、ボックスカルバートの床付面が想定通りの一部砂礫層である場合、その砂礫層により基礎コンクリートの劣化が起こり、不同沈下が発生することだが、施工時に実際の床付面を確認したところ、全面が砂混じり粘性土層であり、一部が砂礫層との指摘にはあたらない。

エ 多段擁壁について

主張では、上流右岸側の擁壁に危険性があり、崩壊後に内水氾濫が起きることだが、当該擁壁は、架け替え工事の施工以前から存在していたもので、上段には

家屋が有ることから、既設の護岸を極力取り壊さずに擦り付けを行い復旧したものである。

オ 水路工について

主張では、ボックスカルバート内の河床を発生土で埋め戻した場合、流速が落ちることだが、ボックスカルバート上流の河床についてはコンクリートとなっているが、約20m下流の河床についてはコンクリートではない。

そのため、計画河床高までの埋め戻しをコンクリートより安価な発生土で行ったもので、流速に問題はない。また、埋め戻しをコンクリートとしなければならない基準はない。

カ 歩道工について

主張では、車椅子もすれ違いができる有効幅員2mを確保すべきとのことだが、「道路構造令の解説と運用」P257第11条第3項「歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とするものとする。」とし、幅員を示す図も記載されており、歩道の幅員は、図に示す構造で基準を満たしている。

なお、「道路構造令の解説と運用」P261(5)歩道には、(a)路上施設を設置しない場合、並びに「道路構造令の解説と運用」P262(6)幅員決定事項ii)が記載されており、路上施設を設置しない場合での2mを確保しつつ、有効幅員については、「できるだけ連続して幅広く確保することが望ましい。」との記載から出来る限りの幅員(1.8m)を確保し決定している。

また、歩道がボックス頂板と一体でない主張に対しては、構造計算を行い問題がないことを確認している。

キ 地下水上昇について

主張では、矢板の打ち込みを残置したことにより地下水が上昇したとのことだが、工事開始以前から右岸上流側に既設管が存在し、渇水期においても常に地下水が河川に流れている。矢板打ち込み後、既設管の復旧をする際、道路下(埋設深度1m程度)に別の不明管が布設されているのが判明し、有孔管(水はけの悪い地中に埋め込み、水を集め排水する管)が布設されており、今回の工事で既設管と接続し、流末処理を行った。

このことから、もともと道路下の浅い位置に流れる地下水が下流のボックスの端部から流れ出ているものであり、問題ないと考える。

(6) 工事写真でしか知り得ない品質の契約不適合の設計成果物と、それに基づいて発注した工事は誤りについて

ア 主張では、分割されたボックスカルバートを接続するためのボルトの締め付け状況とトルク数値が確認できる書類が作成されておらず、品質管理が出来ていないとのことだが、製造会社の立ち合い指導を受けながら、仕様書上の締め付け数値基

準に基づいて施工をしている。

なお、埼玉県土木工事実務要覧においては、今回のような施工での「トルク数値書」の作成を求めていないことから書類の作成は実施していない。

イ　主張では、プレキャストボックス右岸側の無筋コンクリートの埋め戻しが工事写真を見る限り適切でないとのことだが、コンクリートの打設は、コンクリートを高い位置から投入しているのではなく、漏斗状のホースを使って下部へ投入し、ロープ状の高周波攪拌機を使用し施工している。

第9 監査の結果

1 結論

本件措置請求書において、④西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）、⑥西武14号橋架け替え工事（その2）の公金の支出は違法若しくは不当であるという主張は認められず、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 監査対象事項(1)について

ア　切梁を外さないと施工（工事）が出来ないことが判明し、誤りで無駄な工事である④西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）、⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】、⑥西武14号橋架け替え工事（その2）の誤りについて

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合に、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を講すべきことを請求することができるものである。「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えるひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」（最高裁 平成6年9月8日判決参照）とされており、住民監査請求が適法となるためには、財務会計上の行為が市に損害を与える行為に該当することが具体的・客観的に示されていることが必要となる。

本件は、施工上の安全性の確保、通行止めによる市民への影響を極力少なくするため、「現場打ち工法」から「プレキャストボックスを使用する工法」に変更したことから生じた施工である。施工受注者は、設計された仮設工により進めていたが、切梁を外さないと施工が出来ないことが判明したことから、やむを得ず土圧測定計器により安全を確認しながら切梁を外し施工したことである。

のことから、発注者であり監督者でもある市、設計受託者及び施工受注者にそれぞれ適正さが一部欠けていた部分が見受けられた。しかしながら、工事は仕様書に従い完成し、完了検査で完成を確認しており、その行為の結果、市に明らかに財務会計上の具体的な損害が発生しているとは言えないと判断する。

イ 渴水期に大沢川の水替が完了しない現場打ちボックス工法を採用した①西武14号橋予備設計業務委託、②西武14号橋詳細設計業務委託、③西武14号橋詳細設計修正業務委託、⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】の誤りで、知り得た日は⑥西武14号橋架け替え工事（その2）開示日について

本件については、「第6 要件審査の結果」のとおり却下する。

ウ 棄却された⑤西武14号橋架け替え工事（親工事）【合併】の住民監査請求における支持層決定理由について

本件については、「第6 要件審査の結果」のとおり却下する。

エ 荷重条件と土被りと埋戻し材を規定した道路土工カルバート工指針に不整合で対象モーメントが不成立のボックス配筋図について

請求人は道路土工カルバート工指針に一部不整合であることを主張している。道路土工カルバート工指針は現場状況に合わせ適切な方法で設計施工等を行うことが重要であることから、道路管理者等が適切な土工及びカルバートの設計・施工・管理を行うための参考資料として利用していると理解する。

市はボックスカルバートに対する荷重の変更が生じた場合には、その都度荷重の確認をし、設計受託者及び施工受注者と協議を行いながら道路土工カルバート工指針を参考に応力計算をして、現場に合わせた対応を行うことで適正に施工を管理しているとの弁明があった。

道路土工カルバート工指針を遵守し施工することが望ましいが、現場状況に合わせた対応も重要と考える。弁明からも道路土工カルバート工指針を参考としながらの対応であり、指針と全てが一致していないことをもって、誤った工事であるとは言えないと判断する。

オ(ア) ボックス構造について

第9 監査の結果 2 判断の理由 (1)エと同じである。

(イ) 基礎工について

本件については、ボックスカルバートを布設する際は、基礎材の設置が必要であるとの主張であるが、令和4年4月付の北陸地方整備局から出されている設計要領（道路編）「9-5-6-3 基礎底面の処理」において、「基礎材は水みちとなることから原則として設けない」とのことから、支持層である砂混じり粘性土層に直接コンクリートの基礎を設けたとの弁明があった。

のことから、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(ウ) 不同沈下について

本件については、ボックスカルバートの床付面が一部砂礫層であることから基礎コンクリートの劣化が起こり、不同沈下が発生するとの主張であるが、弁明では施工時に実際の床付面を確認し、全面が砂混じり粘性土層であることを確認しているとのことであった。

請求人が示す証拠写真だけでは主張を認めるに足る的確な証拠とは言えず、また、実際の床付面が全面砂混じり粘性土層であることを確認していることから、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(エ) 多段擁壁について

本件については、上流右岸側の擁壁に危険性があり、崩壊後に内水氾濫が起きるとの主張だが、当該擁壁は、架け替え工事の施工以前から存在していたものであり、また上段には家屋が有ることから、既設の護岸を極力取り壊さずに擦り付けを行い復旧したとの弁明があった。

今回の工事は橋りょう架け替え工事であり護岸改修工事でないこと、上段の家屋への配慮からも最小限の範囲に留めて擦り付けでの復旧はやむを得ず、崩壊後の内水氾濫については、発生することが相当な確実さをもって予測されるものではないことから、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(オ) 水路工について

本件については、ボックスカルバート内の河床を発生土で埋め戻したことにより、流速が落ちるとの主張だが、計画河床高までの埋め戻しをコンクリートより安価な発生土で行ったもので、流速に問題はなく、また、コンクリートでの施工の基準はないとの弁明であった。

のことから、経済的に発生土を利用したことは誤った工事であるとは言えないと判断する。

(カ) 歩道工について

本件については、車椅子もすれ違いができる有効幅員2mを確保すべきとの主張だが、「道路構造令の解説と運用」P257第11条第3項「歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とするものとする。」とあり、歩道の幅員は、図面に示すとおりの構造で基準を満たしている。なお、歩道の幅員は歩車道境界ブロックを含めて2mとの解釈である。また、「道路構造令の解説と運用」P261(5)歩道には、(a)路上施設を設置しない場合、並びに「道路構造令の解説と運用」P262(6)幅員決定事項ii)が記載されており、路上施設を設置しない場合での2mを確保しつつ、有効幅員については、「できるだけ連続して幅広く確保することが望ましい。」との記載から出来る限りの幅員(1.8m)を確保し決定しているとの弁明があった。また、歩道がボックス頂板と一体でない主張に対しては、構造的に問題はないとの主張である。

く計算が行われているとの弁明であった。

のことから、道路構造令の基準を満たしており、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(イ) 地下水上昇について

本件については、矢板の打ち込みを残置したことによる地下水が上昇したとの主張だが、工事開始以前から右岸上流側に既設管が存在し、渇水期においても常に地下水が河川に流れしており、矢板打ち込み後、道路下（埋設深度1m程度）に別の有孔管が布設されており、今回の工事で既設管と接続し、流末処理を行ったが、もともと道路下の浅い位置に流れる地下水が下流のボックスの端部から流れ出しているものであり、問題ないとの弁明があった。

のことから湧水の原因是、矢板の打ち込み残置により地下水が上昇したものとは考えづらく、以前から浅い位置に流れる地下水の存在と考えることが妥当であり、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(カ) ボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の可能性があるが契約書の定めの修繕検討をしない誤りについて

本件については、ボックス構造・基礎工・不同沈下、多段擁壁、水路工、歩道工、地下水上昇等の技術基準上の検討結果からボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の可能性による修繕の検討は必要ないとの弁明があった。

前述の(ア)ボックス構造・(イ)基礎工・(ウ)不同沈下、(エ)多段擁壁、(オ)水路工、(カ)歩道工、(キ)地下水上昇等は、技術基準上の不適合構造物に該当するとは言い切れないと判断したことから、ボックス沈下、人家下の斜面崩壊、内水氾濫等の発生の可能性は相当な確実さをもって予測されるものではないと判断する。このことから修繕検討が行われないことが、誤った工事であるとは言えないと判断する。

カ 工事写真でしか知り得ない品質の契約不適合の設計成果物と、それに基づいて発注した工事は誤りであるについて

(ア) 分割されたボックスカルバートを接続するためのボルトの締め付け状況とトルク数値が確認できる書類が作成されておらず、品質管理が出来ていないとの主張だが、製造会社の立ち合い指導を受けて仕様書上の締め付け数値基準に基づいて施工をしており、埼玉県土木工事実務要覧において「トルク数値書」の作成を求めていないことから書類の作成は実施していないとの弁明があった。

本件については、ボルトの締め付け状況とトルク数値が確認できる記録が無いが、これをもって主張するボックスの安全性が証明できないとは言い切れない。また、住民監査請求は、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要とされているが、請求者の書類では確認を出来ることが出来ない内容であり、主張を認めるに足る的確な証拠がないと言わざるを得ず、誤った工事であるとは言えないと判断する。

(イ) プレキャストボックス右岸側の無筋コンクリートの埋め戻しが工事写真を見る限り適切でないと主張だが、コンクリートの打設については、コンクリートを高い位置から投入しているのではなく、漏斗状のホースを使って下部へ投入し、ロープ状の高周波攪拌機を使用し施工しているとの弁明があった。

本件については、適切な工法での施工が行われたとの弁明があり、施工中の一部を撮影した写真だけで誤った工事であるとは言えないと判断する。

キ その他不当理由について

(ア) その他に主張する設計成果物の契約不適合、施工計画書の不存在、設計計算書の不存在、火打ちを外した擁壁施工、安全対策、支保工反力の無い仮設工等については、設計成果物の一部に記録の記載が無いなど不適切な部分が見受けられた。

しかしながら、工事は仕様書に従い完成し、完了検査で完成を確認しており、ライフサイクルコストに対する影響については、その影響が発生することが相当な確実さをもって予測されるものではないと判断する。これらをもって誤った工事であるとは言えない。また、その行為の結果、市に明らかに財務会計上の具体的な損害が発生しているとは言えないと判断する。

(イ) その他に主張する西武14号橋に関する提案、意見などについては、法第242条に規定する住民監査請求の対象となる財務会計行為として認められないと判断する。

以上により、④西武14号橋詳細設計修正業務委託（その2）、⑥西武14号橋架け替え工事（その2）は、誤った設計及び工事であるとは言えず、その行為の結果、市に明らかに財務会計上の具体的な損害が発生しているとは言えないことから、公金の支出は違法若しくは不当であるとは言えない。

(2) 監査対象事項(2)について

住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出があると認めるときは、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

前述のとおり、違法若しくは不当な公金の支出はないことから、その行為を前提とする建設コンサルタント及び建設業者への損害賠償請求、並びにそれをしない場合の損害賠償と処分を市長及び課長に求める請求人の主張には理由がない。

以上により、本件措置請求には理由がないと判断する。

3 監査委員の意見

以上のとおり、監査請求人の請求にかかる指摘については、不適法なものとして却下し、あるいは適法な請求に関する指摘についても、いずれも違法若しくは不当なものと言ひ得ないものとして棄却したものであるが、設計業務委託や工事の過程で更に改善さ

れるのが望ましいものと思料させる点が見受けられたので、市に対して次のとおり監査委員の意見を申し添える。

- (1) 請求人の指摘のとおり、設計業務や工事において、打ち合わせや協議した内容が一部記録されていなかった。記録がないことで成果物が誤っているとは言えないと判断したが、公共事業の説明責任や透明性を確保し、責任の所在を明確にするには記録を残すことが重要であり、改善を図られたい。
- (2) 工事施工において、適切であるかに疑問が指摘される仮設工があった。監督者である市は、設計受託者及び施工受注者と十分な協議を行い、より適切な施工となるよう監督されたい。
- (3) 公共工事は、市民の安全安心と財産を守ることを最優先とすることから、施工費用が多額となる傾向にある。その一方、最小の経費で最大の効果を挙げることも市の責務であると考える。これらのこと念頭に置き、工事を計画する際には、事前に十分な調査・検討を行い、より適切な設計及び工事を実施されたい。